



埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」

大学進学のための 経済的支援ガイド

埼玉県教育委員会 平成30年1月



問い合わせ先：埼玉県教育局財務課授業料・奨学金担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
TEL 048-830-6652 FAX 048-833-0497
検索ワード：「埼玉県 大学進学のための経済的支援ガイド」で検索

目次

はじめに	1
I. 大学進学を取り巻く現状	2
1. 高校卒業後の進路	
2. 学費と生活費	
II. 支援のメニュー	7
1. 進学に対する経済的支援の全体像	
2. 主な経済的支援の概要	
○ 減免制度（受験料・入学料・授業料）	
○ 給付型奨学金	
○ 貸与型奨学金	
○ 教育ローン	
III. 支援の手続き例	13
1. 国立大学の場合	
2. 私立大学の場合	
3. 入学前の資金の準備について	
IV. 日本学生支援機構の奨学金	16
1. 日本学生支援機構の奨学金	
○ 給付型奨学金	
○ 貸与型奨学金	
2. 日本学生支援機構の奨学金の申込み	
3. 日本学生支援機構の奨学金の返還	
V. 奨学金返還などの相談窓口	26
VI. 進学費用シミュレーション	28
VII. 先輩たちの事例	33

はじめに

1. この資料集を使ってお伝えしたいこと

平成29年3月現在、埼玉県では57.6%、全国では54.8%もの生徒が大学へ進学しています。今や、2人に1人以上が大学へ進学をする時代となっています。

その一方で、経済的理由から大学への進学を断念することや、大学進学後に退学をする事態が生じています。また、大学は卒業できたが、学生時代に借りた奨学金の返還が困難になるという事態も発生しています。

これは、大学へ進学する前に、進学後の生活や学業にかかる費用等に関する情報が不足していたことが一つの要因になっているのではないかと考えられます。

このことから、埼玉県教育委員会では、大学進学を考える高校生や保護者をはじめ、高等学校の教員などを対象に、大学進学のための経済的支援について情報提供を行うこととしました。

この資料集に掲載している情報をきっかけに、意欲や能力のある高校生が一人でも多く、大学へ進学する夢を実現していただくことを願っています。

2. この資料集の活用方法

ひとことで経済的支援といっても、①大学の入学料・授業料減免制度、②給付型奨学金、③貸与型奨学金、④教育ローンと、大きく分けて4種類の制度があります。

この資料集では、それぞれの制度の特徴を詳しくまとめているので、まずは制度の違いを十分に理解するようにしてください。

また、高校3年生からの手続きの事例紹介や、日本学生支援機構が実施している奨学金の制度（申込、貸与、返還）紹介、返還が始まってからの相談窓口なども幅広く掲載していますので、申込みから返還までの長期間の流れをイメージしていただきながら、活用いただくことができると考えています。

※ このガイドに掲載されている情報は、平成30年1月31日現在のものとなっていますので、皆さんが情報を活用しようとする時点では、制度が変更になっている可能性があります。

このため、実際に制度を活用する場合などは、**必ず、各自で、**事前に大学などに直接問い合わせるか、日本学生支援機構のホームページなどで検索し、**最新情報を確認**するようにしてください。

<参考>

日本学生支援機構のホームページ

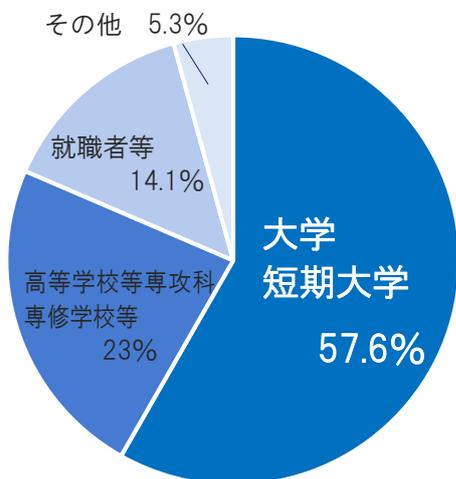
「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」

(http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html)

I. 大学進学を取り巻く現状

1. 高校卒業後の進路

高校卒業者の2人に1人以上が大学へ進学。



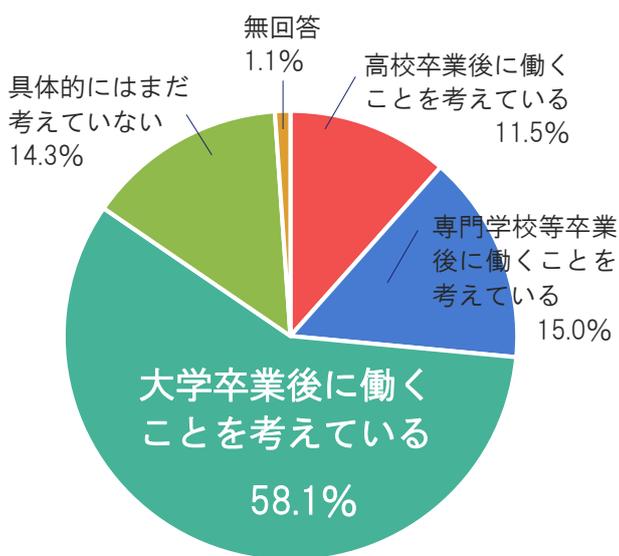
平成29年3月に埼玉県内の高校(国公立及び私立)の全日制課程及び定時制課程を卒業した生徒のうち、**大学または短期大学**に進学した者の割合は、**57.6%**となっています。

全国的に見ても、54.8%が大学・短期大学に進学する状況となっていて、今や高校卒業者の2人に1人以上が大学進学する時代となっているということがわかります。

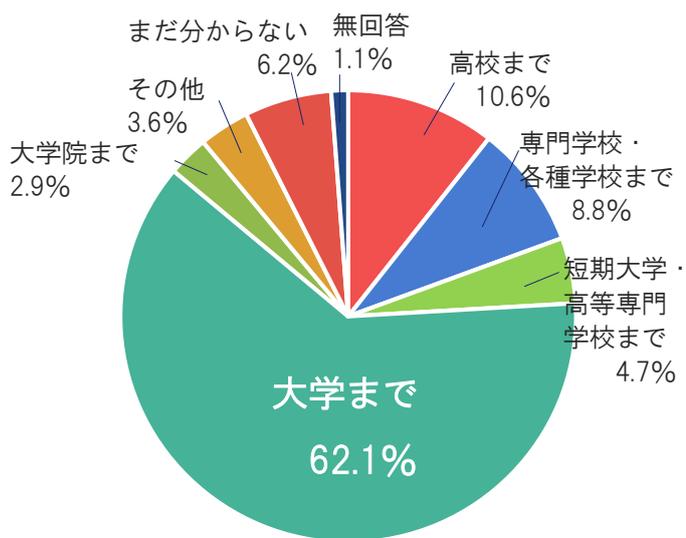
全日制課程及び定時制課程卒業者の進路概況 (埼玉県)

(文部科学省・平成29年度「学校基本調査」調べ)

本人・保護者とも約6割が大学進学を考えている。



本人(高校1年生)への調査「将来の進路について」



保護者への調査「どの段階の学校まで進んでほしいか」

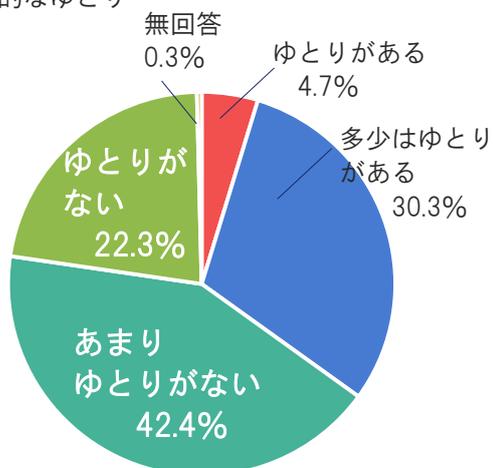
(文部科学省・平成27年2月報告「家庭や学校における生活や意識等に関する調査」調べ)

高校1年生とその保護者を対象にした意識調査によると、高校入学後の早い段階で、本人・保護者とも約6割が大学への進学を考えていることがわかります。

2. 学費と生活費

家庭の経済的なゆとりは「あまりない」。教育費負担は保護者の悩みのタネ。

◎ 経済的なゆとり



「あなたのご家庭では、現在、経済的にどの程度ゆとりがありますか」という質問に対し、高校1年生の子供がいる保護者の64.7%が「あまりゆとりがない」または「ゆとりがない」と回答しました。

また、子育ての負担や悩み（複数回答）で最も多かったのは「子育ての出費がかさむこと」が59.1%、次いで「子供の将来（進路など）に関すること」が53.3%でした。

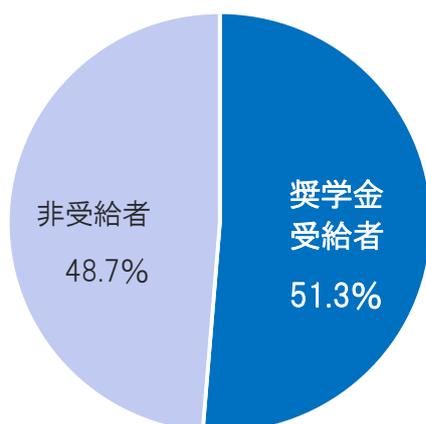
◎ 子育ての負担や悩み（複数回答）

子育ての出費がかさむ	59.1%
子供の将来（進路など）に関すること	53.3%
子供の成績に関すること	24.8%

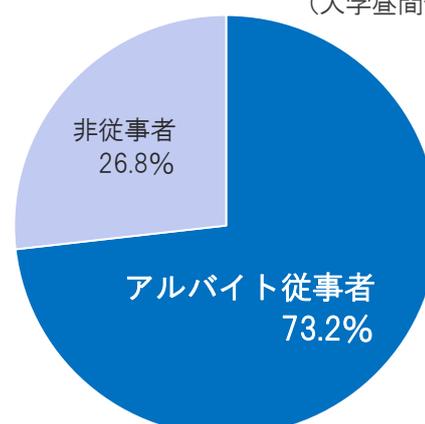
(文部科学省・平成27年2月報告「家庭や学校における生活や意識等に関する調査」調べ)

大学生の半数が奨学金を受給。7割以上の学生がアルバイトをしている。

◎ 奨学金受給の状況（大学昼間部）



◎ アルバイト従事者の全学生に対する割合（大学昼間部）



◎ 年間収入平均額（大学昼間部）

家庭からの給付	1,193,800 円
奨学金	400,000 円
アルバイト	321,800 円
定職収入・その他	55,800 円

(独立行政法人日本学生支援機構・平成26年度「学生生活調査」調べ)

大学進学にかかる費用 = 「学費」 + 「生活費」

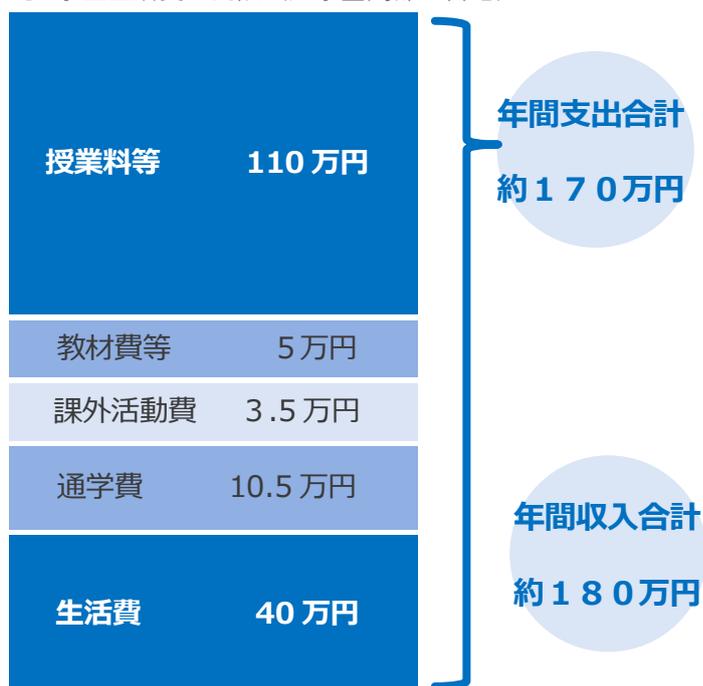
ひとことで「進学費用」といっても、受験料から進学後の交通費まで、金額や必要となる時期はさまざまです。ここでは、「学費」と「生活費」の2つに大きく分けて考えてみます。

- 「学 費」： 受験勉強のための参考書・学習塾などの費用
 受験料、受験のための交通費・宿泊費
 入学料（初年度のみ必要）
 授業料・施設設備費（1年次の前期分を入学手続き時に納入する場合が多い）
 教科書代、学用品費 など
- 「生活費」： <入学前> （ひとり暮らしや寮の場合）引っ越し代、家財道具代
 <入学後> 食費、住居費、交通費など



自宅から通う大学生の1年間の学費・生活費は平均約 170 万円

◎ 学生生活費の内訳（大学昼間部・自宅）



◎ 収入平均額（大学昼間部・自宅）



（独立行政法人日本学生支援機構・平成26年度「学生生活調査」調べ）

① 受験にかかる高校外での学習費

高校3年生の家庭での学習費は、高校1年生の約2倍かかる傾向にあります。

●参考書や学習塾にかかる費用の比較（年額）

	高校1年生	高校3年生	
公立高校生	約 96,000 円	→ 約 187,000 円	<u>約 9万円UP</u>
私立高校生	約 140,000 円	→ 約 276,000 円	<u>約 14万円UP</u>

② 受験する大学に支払う受験料

大学への出願には、受験料がかかります。受験料は、**1校あたり35,000円程度が一般的**です（国公立大学の場合、センター試験受験料を含む。）。ただし、私立大学の場合、学部によっては60,000円程度（医学部など）かかる場合もありますので、詳しくは受験する大学のホームページなどで確認してください。

	国立大学	公立大学	私立大学	
			センター利用入試	一般入試
センター試験	3教科以上受験する場合		18,000円	—
個別試験	17,000円	17,000円程度	18,000円程度	35,000円程度

例

国立大学が第一志望で、私立大学2校をセンター利用入試で受験
→ 国立（18,000円＋17,000円）＋私立セ（18,000円）×2校＝71,000円

③ 合格した大学に支払う入学料・授業料

大学に入学するには、合格発表後速やかに入学料を納入する必要があります。

それ以外にも、第二志望以下の大学に合格はしたけれども、第一志望の合格発表まで入学手続きを延期したい場合などは、入学料を納入しなければならないことがありますので注意してください。詳しくは、受験する大学のホームページや入試要項などで確認してください。

また、大学入学後には授業料を納入する必要があります。授業料の納入は多くの大学で年2回に分かれており、前期は4月頃、後期は9月頃にそれぞれ授業料の半年分を納入するのが一般的です。私立大学の場合は、授業料のほか施設設備費などの納入も必要です。

◎入学料・授業料の金額

	国立大学	公立大学※ ¹	私立大学※ ²
入学料	282,000 円	394,000 円程度	253,000 円程度
授業料	535,800 円	538,000 円程度	878,000 円程度
施設設備費	—	—	186,000 円程度
合計	817,800 円	932,000 円程度	1,317,000 円程度

※1 文部科学省「平成29年度公立大学学生納付金調査結果」調べ

※2 文部科学省「私立大学の平成28年度入学者に係る学生納付金等調査」調べ

なお、入学時には、入学料をはじめ、前期分の授業料や施設設備費等のまとまった資金が必要となりますが、これらを賄うための経済的支援制度は少ないという現実があります。

せっかく大学に合格したのに資金が足りず、入学することができないなんて、こんなに悲しいことはありません。このようなことにならないためにも、まとまった資金を貯蓄しておく、国の教育ローンを利用する、大学の延納制度・入学料減免制度を利用するなどの事前準備が必要となりますので、早い段階からゆとりのある資金計画をたてておいてください。

ポイント

- ・入学時にはまとまった資金が必要だが、対応する経済的支援制度は少ない。
- ・貯蓄、国の教育ローン、大学の延納制度・入学料減免制度の利用など、入念な事前準備が必要。

④ 教材費や生活費

大学に通うためには、入学料や授業料など学校に納付する費用の他に、教科書や参考書などの書籍費、文房具などの学用品費や、食費、住居費などの生活費がかかります。

区 分		授業料・ 教材費等	通学費・ 課外活動費	生活費	計
国立	自 宅	567,600 円	143,600 円	388,100 円	1,099,300 円
	学 寮	493,100 円	71,800 円	758,200 円	1,323,100 円
	下宿その他	561,300 円	62,400 円	1,090,900 円	1,714,600 円
公立	自 宅	591,200 円	133,400 円	374,200 円	1,098,800 円
	学 寮	617,300 円	43,600 円	677,100 円	1,338,000 円
	下宿その他	579,000 円	47,700 円	1,022,700 円	1,649,400 円
私立	自 宅	1,237,000 円	132,400 円	400,200 円	1,769,600 円
	学 寮	1,128,700 円	73,200 円	841,800 円	2,043,700 円
	下宿その他	1,317,300 円	57,200 円	1,016,000 円	2,390,500 円

(独立行政法人日本学生支援機構・平成26年度「学生生活調査」調べ)

II. 支援のメニュー

1. 進学に対する経済的支援の全体像

進学費用が必要になる時期や家庭の状況に応じて、さまざまな経済的支援制度があります。

用途や利用条件に応じて、どの制度を利用するか、いくつかの制度を組み合わせるか、事前によく調べて申し込む必要があります。

主な経済的支援制度は4種類 ～減免・給付型奨学金・貸与型奨学金・教育ローン～

減免制度

- ・各大学で実施
- ・受験料、入学料、授業料が対象
- ・本人が申し込み
- ・返還の必要なし
- ・所得制限あり
- ・成績に基づく「特待生」型あり
- ・出願時や入学前に申請期限あり

給付型奨学金

- ・日本学生支援機構や各大学、民間などで実施
- ・学費全般が対象
- ・本人が申し込み
- ・返還の必要なし
- ・所得制限あり
- ・日本学生支援機構の給付型は、進学前に申請

貸与型奨学金

- ・日本学生支援機構や各大学などで実施
- ・学費全般が対象
- ・本人が借り入れる
- ・返還の必要あり
- ・無利息(返還額=借入額)と
利息付き(返還額=借入額+利息)あり
- ・所得基準、成績基準が緩やか
- ・日本学生支援機構の貸与型は、高校在学中に予約申請が可能

教育ローン

- ・日本政策金融公庫や銀行などで実施
- ・学費全般が対象
- ・保護者が借り入れる
- ・返還の必要あり
- ・利息付き(返還額=借入額+利息)
- ・保護者に一定の収入が必要
- ・受験前や入学前でも借入可能

2. 主な経済的支援の概要

減免制度（受験料・入学料・授業料）

「減免」とは、本来納めなければならない費用の「減額」もしくは「免除」のことです。

減免の対象となるのは、主に各大学に納める受験料や入学料、授業料です。

減免制度を利用したい場合は、本人が、各大学（入試課や学生支援課といった担当課があります。）に申請書類を提出します。

【一般的な例】

区分	申請先	申請時期
受験料	各大学の入試課	出願手続き時
入学料	各大学の学生支援課	入学手続き時
授業料	各大学の学生支援課	4月第1週頃

ポイント 申請期間が限られているので注意が必要。

減免制度の一番の特徴は、将来返還する必要がないことです。

特に国公立大学では、ほとんどの大学に経済的困難者向けの減免制度がありますが、審査の結果、授業料全額が免除になる場合と、半額免除になる場合があります。また、対象者が多い場合には、基準を満たしていても減免が認められないことがあります。

また、減免が認められない場合にも、入学料・授業料の納入時期を延期したり（「延納制度」）、納入金額を分割したり（「分納制度」）できる制度があります。

ポイント 減免は返還不要。ただし所得・成績などの条件が厳しい。
減免が認められない場合に備えて「延納」や「分納」の検討も必要。

入学料や授業料の減免は、入学後まで審査結果が決定しないことが一般的です。まずは希望する大学の減免制度を調べ、申込みの準備をしたうえで、そのほかの経済的支援制度との併用を検討することをおすすめします。

ポイント もっと詳しく知りたいときは

- ① 各大学のホームページで検索
検索ワード：「受験料」、「入学料」、「授業料」と「免除」など
- ② 各大学の入試課・学生支援課などに直接電話で問い合わせ
- ③ 検索ページの活用
日本学生支援機構ホームページ内「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」
http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html など

給付型奨学金

「給付型奨学金」とは、大学で学ぶための費用としてお金が与えられる制度です。よって、減免制度と同じく返還不要であることが特徴です。

「給付型奨学金」は、授業料等の納付を免除する減免制度とは違い、実際に現金が支給される制度です。

ポイント 給付型奨学金は、現金支給。返還不要。

平成29年度から新たに、国（日本学生支援機構）の給付型奨学金が始まりました。

日本学生支援機構の給付型奨学金は、進学前の申込みのみの受付となっているので、希望する人は申込み時期に気を付けてください。

（日本学生支援機構奨学金の詳細について、詳しくは16ページから25ページを参照してください。）

ポイント

- ・各制度の申請時期を要確認
- ・対象人数や所得・成績などの条件が厳しい場合も多いので注意を。

給付型奨学金は、私立大学を中心に各大学でも実施されており、成績優秀者に対する学費の給付制度や、有志の寄付などを活用した、経済的困難者向けの給付制度が実施されています。

また、制度の数は限られていますが、民間団体による給付型奨学金制度も増えてきています。給付対象に特徴がある場合が多く、専門分野を学ぶ学生や、特定の職業を目指す学生に対し学費を給付するものなどがあります。

埼玉県では、医師（県内出身かつ県外大学医学部卒業者）を対象に、県内の公的医療機関での勤務を条件に貸与型の奨学金の返還を免除する（実質的に返還が不要になる≒給付型）制度を実施しています。

その他にも、（公財）埼玉県国際交流協会では、海外留学を対象とする給付型の「埼玉発世界行き」奨学金制度も実施しています。

ポイント

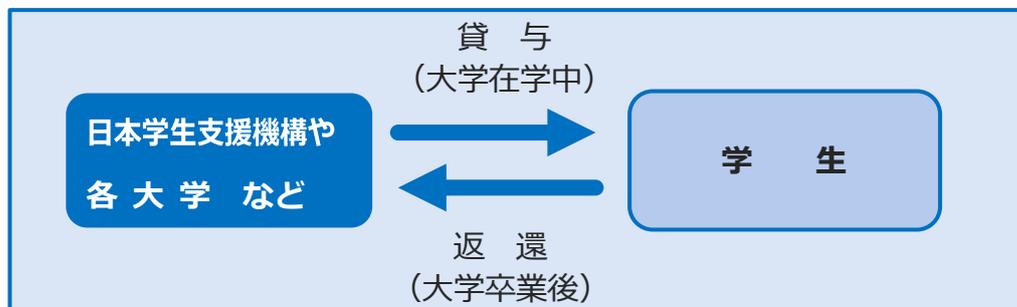
もっと詳しく知りたいときは

- ① 各大学のホームページで検索
検索ワード：「奨学金」、「給付」など
- ② 各大学の学生支援課などに直接電話で問い合わせ
- ③ 検索ページの活用
日本学生支援機構ホームページ内「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」
http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html など

貸与型奨学金

「貸与型奨学金」とは、大学で学ぶための費用として、本人がお金を借りる制度です。借りた奨学金は、将来、本人が返還しなければなりません。

大学卒業後に10年から20年の長い期間をかけて返還していくため、減免制度や給付型奨学金と違い、利用にあたっては慎重な検討が必要です。



貸与型奨学金の特徴は、所得や成績などの条件が比較的緩やかで、対象人数が多いことです。また、将来的に返還が必要ではありますが、1人当たりが利用できる金額も比較的高く、学費全般に使える場合も多くなっています。

ポイント 貸与型は貸与金額や対象人数が多い。ただし、将来に渡って返還が必要。

貸与型奨学金には、借りた金額だけ返せばよい「無利子（無利息）型」のもの、借りた金額に利子（利息）を上乗せして返さなければならない「有利子（利息付き）型」のものがあります。

また、貸与型であっても、実際に奨学金が手元に届くのは大学入学後の場合が多いため注意が必要です。

『無利子』

$$\text{借りる額} = \text{返す額}$$



『有利子』

$$\text{借りる額} + \text{利子} = \text{返す額}$$

利子を上乗せ



ポイント 貸与型は「無利子」と「有利子」の違いや、入金される時期に注意。

現在、大学生向けの貸与型奨学金で最も大規模に実施されているものは、「日本学生支援機構」の奨学金です。日本学生支援機構の奨学金には、「第一種奨学金(無利子)」と「第二種奨学金(有利子)」があり、それぞれ借りられる条件や金額が異なります。(→詳しくは16ページから25ページ参照)

ポイント 日本最大規模の奨学金事業を実施しているのは「日本学生支援機構」。

教育ローン

「教育ローン」とは、大学にかかる費用として金融機関（銀行など）からお金を借りる制度です。貸与型奨学金と同じく、将来返還が必要です。

貸与型奨学金と教育ローンの大きな違いは、奨学金は本人がお金を借りる制度であるのに対し、教育ローンは保護者がお金を借りる制度である点です。

このため、教育ローンは「有利子（利息付き）」が一般的で、奨学金よりも比較的高い利率が設定されています。また、借入時には金融機関による収入状況等の審査が行われます。

一方で、多くの教育ローンでは随時申込みを受け付けており、奨学金よりも比較的早い時期に借りられるといった特徴もあります。この特徴を生かして、大学受験から奨学金が入金されるまでの間、一時的に教育ローンを利用するという方法もあります。

◎日本学生支援機構奨学金と教育ローンの違い

	日本学生支援機構奨学金	教育ローン（例：国の教育ローン）
借りる人	本人	保護者
返還する人	本人	保護者
申込窓口	在学する学校	金融機関
審査基準	保護者の収入が一定額以下 学業成績	保護者の収入が一定額以上
貸与の方法	毎月定額	契約が成立次第、一括
利息	在学中は無利子	貸付と同時に発生
返還開始	卒業後	借りた翌月から
利率 (平成30年1月現在)	利率固定方式 年0.27% 利率見直し方式 年0.01%（上限3%）	固定金利 年1.76%

現在、多くの金融機関で保護者向けの教育ローンが取り扱われていますが、金利や貸付条件がさまざまなことから、利用にあたっては十分な比較検討が必要です。

なお、日本政策金融公庫では、国の出資を受け、民間の教育ローンよりも比較的低い金利で「国の教育ローン（教育一般貸付）」という貸付制度を行っています（詳細は次ページ参照）。

また、一般的な教育ローンとは異なりますが、各市町村の社会福祉協議会には「教育支援資金」の貸付制度があり、奨学金や教育ローンでは必要な資金を借り受けることが困難な低所得世帯に限定した貸付けを行っています。

ポイント

教育ローンは、本人ではなく保護者が借り入れる制度。
利子は比較的高いが、奨学金が入金されるまでの一時的な利用方法もある。

◎ 日本政策金融公庫「国の教育ローン」（教育一般貸付）の概要

融資限度額	子供1人につき350万円以内 ※外国の短大、大学、大学院に1年以上在籍する資金として利用する場合は、450万円以内					
返済期間	15年以内 ※交通遺児家庭 or 母子家庭 or 父子家庭 or 世帯年収200万円（所得122万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得346万円）以内の方は18年以内					
金利	年1.76%固定金利（平成30年1月末現在） ※母子家庭 or 父子家庭 or 世帯年収200万円（所得122万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得346万円）以内の方は年1.36% ※金利は金融情勢により変動します。					
使いみち	学校納付金（入学金、授業料、施設設備費など）、受験にかかった費用（受験料、交通費など）、住居にかかる費用（敷金・家賃など）、教科書代、パソコン代、通学費用、留学費用、学生の国民年金保険料など					
対象となる方	融資対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収（所得）が次に該当する方					
	子供の人数	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯年収（所得） の上限額	790万円 (590万円)	890万円 (680万円)	990万円 (770万円)	1,090万円 (860万円)	1,190万円 (970万円)
問い合わせ先	教育ローンコールセンター（0570-008656（ナビダイヤル）、03-5321-8656） または最寄りの支店（国民生活事業）					

◎ 社会福祉協議会「教育支援資金」の概要

貸付内容	就学支度費（入学費用） 50万円以内 教育支援費（就学費用） 月65,000円以内
返済期間	20年以内
金利	無利子
使いみち	就学支度費：入学費、教科書代その他入学に必要と認められる経費 教育支援費：授業料等の学校納入金、通学費その他就学に必要なと認められる経費
対象となる方	大学等に就学する者がいる低所得世帯 所得要件あり（他の制度で借入が困難な場合のみ対象）
問い合わせ先	各市町村の社会福祉協議会 ※埼玉県社会福祉協議会HP http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/

Ⅲ. 支援の手続き例

1. 国立大学の場合（例）

	日本学生支援機構奨学金		減 免	大学独自の奨学金	教育ローン
	給付型	貸与型			
高校3年	校内推薦 ↓ 在学する高校へ 必要書類を提出 (インターネットで申込)	在学する高校へ 必要書類を提出 (インターネットで申込)			
4月					
5月					
6月					
7月			(センター試験出願)		
8月					
9月					
10月	採用候補者決定	採用候補者決定			
11月					
12月					審査申込 (入金希望の2 ~3か月前が目 安)
1月			(個別試験出願時) 受験料免除申請		
2月					
3月			(合格発表時) 入学料免除申請		合格通知書の提出 ↓ 契約 ↓ 入金
大学1年	進学先の大学へ 「採用候補者決定 通知」提出	進学先の大学へ 「採用候補者決定 通知」提出	授業料の免除申請	大学へ奨学金の申請	
4月					
5月	インターネットで 「進学届」提出	インターネットで 「進学届」提出			
6月	大学へ「誓約書」 を提出 ↓ 入金	貸与決定・入金 ↓ 大学へ「返還誓約 書」を提出	入学料・授業料の 免除決定	採用者の決定	

2. 私立大学の場合（例）

	日本学生支援機構奨学金		減 免	大学独自の奨学金	教育ローン
	給付型	貸与型			
高校3年 4月	校内推薦 ↓ 在学する高校へ 必要書類を提出 (インターネットで申込)	在学する高校へ 必要書類を提出 (インターネットで申込)			
5月					
6月					
7月			(センター試験出願)		
8月					
9月					
10月	採用候補者決定	採用候補者決定			審査申込 (入金希望の2 ~3か月前が目安)
11月					
12月					
1月			(個別試験出願時) 受験料免除申請	(個別試験出願時) 特待生採用の申請	
2月			(合格発表時) 入学料の免除申請		合格通知書の提出 ↓ 契約 ↓ 入金
3月					
大学1年 4月	進学先の大学へ 「採用候補者決定 通知」提出	進学先の大学へ 「採用候補者決定 通知」提出	授業料の免除申請	大学へ奨学金の申請	
5月	インターネットで 「進学届」提出	インターネットで 「進学届」提出			
6月	大学へ「誓約書」 を提出 ↓ 入金	貸与決定・入金 ↓ 大学へ「返還誓約 書」を提出	入学料・授業料の 免除決定	採用者の決定	

3. 入学前の資金の準備について

大学入学時には、まとまった資金が必要となりますが、最も注意が必要なのは、経済的支援制度を利用した場合に、その資金をいつ手にすることができるかということです。受験料と入学料の入金時には特に注意が必要です。

○ 受験料について ○

受験料に関する経済的支援制度としては、各大学の受験料免除はありますが、奨学金や教育ローンなどは、入金時期が対応していません。

このため、一般的には、自己資金（貯蓄や家族などからの援助）を充てることとなりますので、まとまった資金を事前に準備しておく必要があります。

受験料免除についての基準や手続きなどの詳しい情報につきましては、各大学にお問い合わせください。

例 国立大学が第一志望で、私立大学2校をセンター利用入試で受験
→ 国立（18,000円＋17,000円）＋私立セ（18,000円）×2校＝71,000円

○ 入学料について ○

入学料に関する経済的支援制度としては、各大学の延納制度・入学料減免制度、国の教育ローンなどがありますが、このような制度には基準があります。

これらの制度が利用できない場合にも、受験料と同様に自己資金（貯蓄や家族などからの援助）を充てることとなりますので、まとまった資金を事前に準備しておく必要があります。

また、入学後には前期分の授業料を納入することが一般的です（4月頃）。授業料についても、入学料と同様に延納制度や減免制度を利用する場合には、各大学にお問い合わせください。

例

- ・ 国立大学：入学料 282,000円 + 半期分授業料 267,900円 = 549,900円
- ・ 公立大学：入学料 394,000円 + 半期分授業料 269,000円 = 663,000円
- ・ 私立大学：入学料 253,000円 + 半期分授業料 439,000円
+ 施設設備費 186,000円 = 878,000円

なお、日本学生支援機構の奨学金の入金は最短でも4月以降になりますが、予約採用の申込みの時点で「入学時特別増額貸与奨学金」を併せて申し込んであれば、それを基にして、労働金庫から入学金支払い時に間に合うように貸付（有利子）が受けられる制度もあります（国の教育ローンが利用できる場合を除く）。労働金庫から融資を受けるためには、別途申込みが必要ですので、詳細はお近くの労働金庫窓口にお問い合わせください。

（参考：中央労働金庫お客様相談デスク 0120-86-6956）

ポイント 受験料 → 受験料免除
入学料 → 各大学の延納制度・入学料減免制度、国の教育ローンなど
ただし、それぞれ基準があるので、万々に備えてまとまった資金の貯蓄も必要。

IV. 日本学生支援機構の奨学金

1. 日本学生支援機構の奨学金

日本学生支援機構の奨学金は、返還の必要がない**(1) 給付型奨学金**と、卒業後に自分で返還する必要がある**(2) 貸与型奨学金**があります。貸与型奨学金はさらに、無利子の「第一種奨学金」と、有利子の「第二種奨学金」に分けられています。

○ 給付型奨学金

日本学生支援機構は、平成29年度より新たに、給付型奨学金を実施しています。

大学への進学を目指しているが、経済的理由により進学が困難な生徒に対して、返還の必要がない給付型奨学金を支給するものです。

給付金額

大学の学校区分や、通学方法によって、給付される金額が変わります。

また、国公立大学等で授業料の全額減免を受ける人は、給付額が減額されます。

給付開始時期	大学入学後の4～6月 (振込開始時期は「進学届」提出時期により異なる)
給付月額	国公立 ・ 自宅通学 20,000円 (授業料全額減免者 0円) ・ 自宅外通学 30,000円 (授業料全額減免者 20,000円) 私立 ・ 自宅通学 30,000円 ・ 自宅外通学 40,000円 ※児童養護施設に入所しているなど、社会的養護を必要とする人は、一時金として別途24万円を給付
給付方法	本人名義の口座に毎月振り込み

ポイント

給付奨学生となっても、学業不振や成績不振、また、給付奨学生としてふさわしくない行動があると、給付を打ち切られることがあるので、注意。

○ 貸与型奨学金

貸与型奨学金の種類

貸与型奨学金は、無利子の**(1) 第一種奨学金**と、有利子の**(2) 第二種奨学金**があります。

(1) 第一種奨学金

第一種奨学金は無利子です。例として 国公立（自宅）の場合は、月額①20,000円・②30,000円・③45,000円の3種類の金額から。国公立（自宅外）の場合は、月額①20,000円・②30,000円・③40,000円・④51,000円の4種類の金額から選ぶことになっています。

長所としては、無利子であることから、大学卒業後から始まる返還の中で延滞をしない限りは、借りた金額と同一額を返還すればよいということが挙げられます。また、借りられる金額が高額ではなく、利子もつかないため、大学卒業後の返還が高額にならずに済むといったことも挙げられます。

一方、短所としては、第一種奨学金だけでは必要な金額を賄うことができない可能性があることが挙げられます。

(2) 第二種奨学金

第二種奨学金は、有利子です。月額30,000円から120,000円までの範囲で決められた5種類の金額から選ぶことができます。

なお、医・歯学部は、上限160,000円まで、薬・獣医学部は、上限140,000円まで増額して選択することができます。

長所としては、必要な金額が高額であったとしても、最高120,000円まで（医・歯学部は、上限160,000円まで、薬・獣医学部は、上限140,000円まで）借りることができるということが挙げられます。

一方、短所としては、利子を含めて返還しなければならないため、最終的な返還額が増えてしまうこと、高額を借り入れた場合は、大学卒業後からの返還が経済的に厳しくなることが挙げられます。このため、必要最小限の金額を借りるようにしてください。

例 金利年 0.27% 月額 80,000 円を 4 年間借りた場合
→ 毎月 16,458 円を、大学卒業後 20 年間（42 歳まで）返還する。

ま と め

平成 30 年度進学者の場合

	第一種（無利子）	第二種（有利子）
貸与開始時期	予約採用 在学採用	大学入学後の4月～6月 大学入学後の4月～8月
貸与月額	国公立 ・自 宅 ①20,000円 ②30,000円 ③45,000円 ・自宅外 ①20,000円 ②30,000円 ③40,000円 ④51,000円 私立 ・自 宅 ①20,000円 ②30,000円 ③40,000円 ④54,000円 ・自宅外 ①20,000円 ②30,000円 ③40,000円 ④50,000円 ⑤64,000円	以下の金額から選択する ① 30,000円 ② 50,000円 ③ 80,000円 ④ 100,000円 ⑤ 120,000円 ※医・歯学部は160,000円、 薬・獣医学部は140,000円を 選択することができる。
交付の方法	本人名義の口座に毎月振り込まれる。	
メリット	無利子であるため、延滞をしない限り、 元金の返還のみで済む。 返還額が高額にならずに済む。	高額を借り入れることができる。
デメリット	第一種だけでは必要な金額を賄えない可能性がある。	利子を含めて返還しなければならない。 高額を借り入れた場合、返還が困難となることがある。

ポイント

第一種奨学金は、無利子だが、必要な額を賄えない可能性あり。
第二種奨学金は、高額を借りられるが、その分、返還が大変である。

第一種と第二種の併用・他の奨学金との併用

第一種の奨学金だけで必要な金額を賄えない場合には、第二種も併せて借りる方法（併用）もあります。しかしこの場合、貸与の条件がさらに厳しくなりますので、注意が必要です。

学力基準については第一種と同様ですが、予約採用の場合、家計基準が4人世帯で680万円以下と、第一種単独の貸与と比べて約60万円下がりますので、対象者がより限定されてきます。

もちろん、併用すればその分貸与額が増えますから、大学卒業後の返還額がいくらになるかを十分理解した上で、手続きするようにしてください。

また、日本学生支援機構以外の奨学金制度との併用を検討している場合は、その制度が併用を禁止していないか確認する必要があります。なお、日本学生支援機構側は、他の奨学金制度との併用は禁止していません。

2. 日本学生支援機構の奨学金の申込み

日本学生支援機構の奨学金の申込時期は、大きく分けて2回あります。

1回目は、大学進学前に申込手続きを行う**(1)「予約採用」**、2回目は、大学進学後に申込手続きを行う**(2)「在学採用」**です。

予約採用は、進学前に奨学金を予約する制度（募集は、高校3年の4月頃から）で、進路が明確に決まっていなくても申し込むことができます。

(1) 予約採用の概要（平成30年度進学者の場合）

	給付型奨学金	貸与型奨学金		
		第一種（無利子）	第二種（有利子）	第一種・第二種併用
対象者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等へ進学を希望する高等学校等卒業予定者 ・ " 高等学校等を卒業後2年以内の人 等 		
学力等の基準	各学校が定める推薦基準による。 (詳細は在学する(卒業した)学校へ確認。)	高校1年～申込時までの成績が、5段階評価で平均3.5以上。 ※家計支持者が住民税(所得割)非課税、もしくは生活保護受給世帯の場合、学力基準はなし。	次のいずれかに該当する者 ①高等学校等の成績が平均水準以上 ②特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる ③学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがある	第一種（無利子）と同基準
家計基準 ※4人世帯・自宅通学の場合の収入の目安	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計支持者が住民税非課税世帯 ・ 生活保護受給世帯 ・ 社会的養護を必要とする人 	747万円以下※	1,100万円以下※	686万円以下※
人物・健康等基準	各学校が定める推薦基準による。 (詳細は在学する(卒業した)学校へ確認。)	—	—	—
申請時期	進学する前年に、在学する(卒業した)高校を通じて申込み ※要校長推薦 (募集:進学の前年の春)	左記のとおり	進学する前年に、在学学校を通じて申込み (募集:進学の前年の春～秋の予定)	左記のとおり

ポイント

給付型奨学金の推薦基準は各学校で設定。
 (※ 詳細は在学する(卒業した)高等学校等へ)

在学採用は、進学後(募集は、原則として毎年春)に奨学金を申し込む制度で、予約採用を申し込まなかった方や予約採用で不採用となってしまった方も申し込むことができます。

このため、経済的に不安がある方は、あらかじめ予約採用で申し込みをし、進学先が決定したときに、借りるのか否か、借りる場合にはいくら借りればいいのかを決める方法もよいかと思われれます。

ただし、給付型奨学金は予約採用のみの受付となっているので、注意してください。

(2)在学採用の概要(平成29年度在学者の場合)

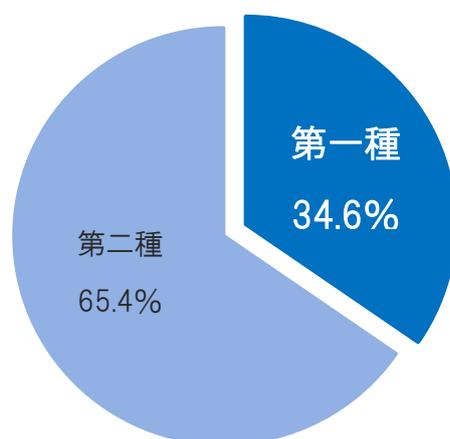
	第一種(無利子)	第二種(有利子)	第一種・第二種併用
学力基準	高校2～3年の成績が 5段階評価で、 平均3.5以上 ※家計支持者が住民税(所得割)非課税、もしくは生活補受給世帯の場合、学力基準はなし。	次のいずれかに該当する者 ①高等学校等の成績が平均水準以上 ②特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる ③学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがある	第一種(無利子)と同基準
家計基準 ※4人世帯・自宅通学 の場合の収入の目安	国公立 742万円以下 私立 800万円以下	国公立 1,096万円以下 私立 1,143万円以下	国公立 680万円以下 私立 747万円以下
申請時期	入学後に、在学する大学を通じて申込み (募集:原則として、毎年春)		

ポイント

- ・経済的に不安がある場合は、進路が明確に決まっていなくても、予約採用の申し込みを検討しておいた方がよい
- ・給付型奨学金は、予約採用のみの申込み受付

第一種奨学金は無利子なので、大学卒業後から始まる返還の中で延滞をしない限りは、借りた金額と同額を返還すればよいことから、比較的借りやすい奨学金なのですが、学力基準と収入基準が厳しく設定されています。

なお、基準が厳しいということは、第一種の貸与者数が、全貸与者の約1/3しかいないということからも、お分かりいただけると思います。



◎ 日本学生支援機構の奨学金貸与実績（平成26年度）

（独立行政法人日本学生支援機構・平成26年度「学生生活調査」調べ）

第二種奨学金は、有利子の奨学金となっていますので、借りた金額以上を返さなければならない奨学金です。借りる金額が高ければ高いほど、返還年数が長ければ長いほど、最終的に支払わなければならない金額が増えます。

貸与の手続きをする際は、返還の金額や年数を十分理解した上で、手続きをすることが必要です。

返還金額の見込みについては、28ページ以降の「進学費用シミュレーション」を参考にしてください。

ポイント

第一種奨学金は、無利子だが、貸与基準が厳しい。

第二種奨学金は、有利子なので、返還金額や返還年数に十分注意を。

「利率固定方式」と「利率見直し方式」の違い

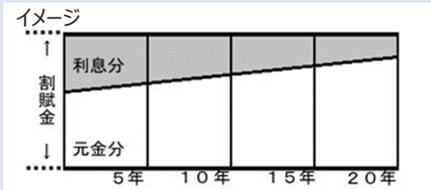
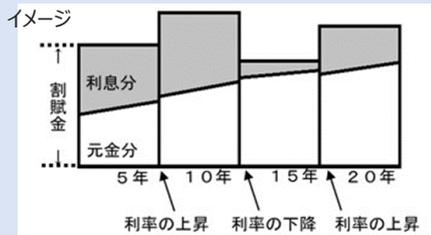
日本学生支援機構の第二種奨学金は有利子ですが、その利子の付き方は2種類あり、貸与の手続時には、そのいずれかを選ぶ必要があります。

1つは、**利率固定方式**で、貸与終了時（貸与手続時ではありません）に決定した利率が返還完了まで、そのまま適用されるというものです。

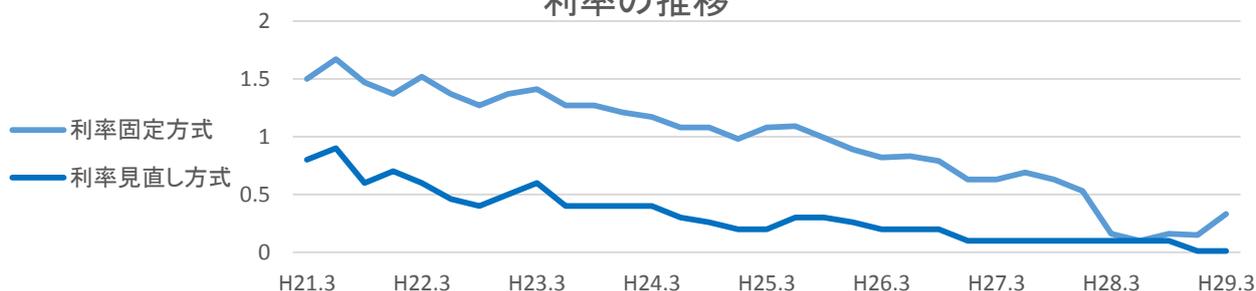
もう1つは、**利率見直し方式**で、返還中おおむね5年ごとに利率を見直すというものです。

一概に、どちらが得か損かといえるものではありませんので、以下の表にある特徴を見比べながら、本人がよく考えて判断してください。なお、利率の算定方法は、貸与手続時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定期間まで変更することができます。

ちなみに、利率は、平成30年1月現在、利率固定方式で年0.27%、利率見直し方式で年0.01%となっています。

	利率固定方式	利率見直し方式
種別	固定金利	変動金利
利率	貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用される。 (利率の上限：年3%)	貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直す。 (利率の上限：年3%)
金利 (平成30年1月現在)	年0.27%	年0.01%
割賦金（1回あたりの返還額）の概略図	利率が返還完了まで一定のため、割賦金は一定。 イメージ 	利率が5年ごとに見直されるため、割賦金が増減する。 イメージ 
メリット	返還中に、市場金利が上昇しても、金利が変わらない。	返還中に、市場金利が下降した場合は、金利が下がる。
デメリット	返還中に、市場金利が下降した場合は、金利が上がる。	返還中に、市場金利が上昇した場合は、金利が上がる。

利率の推移



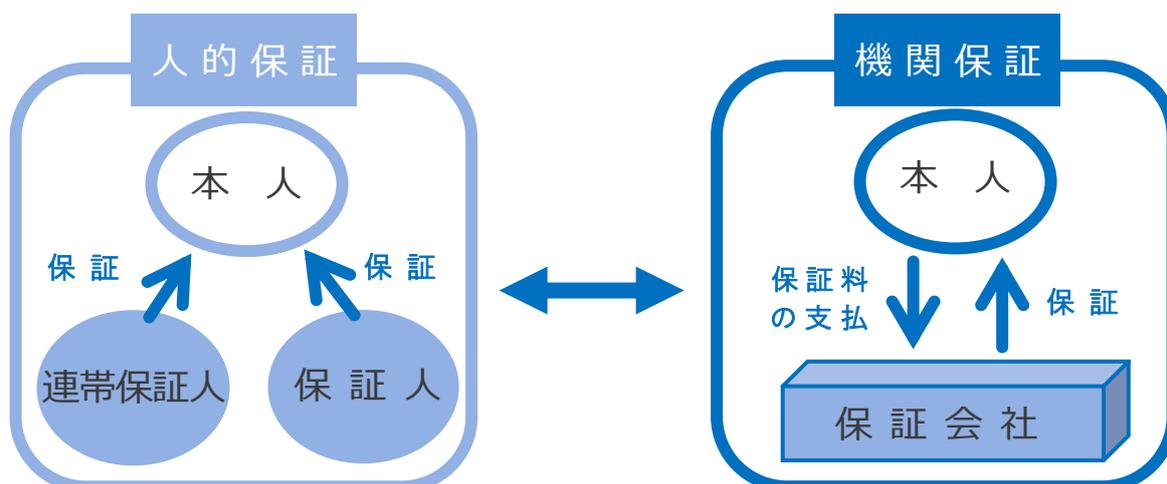
「人的保証」と「機関保証」の違い

お金を借りる際には、保証人をたてなければ借りられないという話をよく聞くことがあると思いますが、日本学生支援機構の奨学金の場合は、貸与のルールとして「人的保証」と「機関保証」の2つの種類があります。

第一種、第二種を問わず、貸与の手続時には、いずれかを選択しなければなりません。

人的保証は、連帯保証人と保証人の両方をたてるものです。返還が滞った場合は、この方々に請求がいくことがあります。トラブルにならないよう、本人が返還をしっかりと行うことはもちろん、連帯保証人や保証人となっていただく方々に、万一の場合は御迷惑をかける可能性があることを十分に理解していただく必要があります。

機関保証は、保証機関に保証料を支払うことで、連帯保証人や保証人をたてる必要がなくなるものです。この制度を利用すれば、連帯保証人や保証人を頼む手間は省けますが、受け取る奨学金から保証料が差し引かれますので、注意が必要です。



※連帯保証人

本人と連帯して返還の責任を負う人です。原則として、父母のどちらかになりますが、年齢などのさまざまな条件があります。

※保証人

本人と連帯保証人が返還できなくなったときに、本人に代わって返還する人です。原則として、おじ・おば・兄弟姉妹等ですが、年齢や別生計であることなどのさまざまな条件があります。

	人的保証	機関保証
特徴	連帯保証人、保証人の両方をたてて、奨学金を借りる	保証機関への保証料を支払うことで、奨学金を借りる <保証料の目安> (平成29年度採用者) 第一種奨学金月額 64,000 円を4年間借受・・・ 3,137 円/月
メリット	毎月の奨学金を満額で受け取れる	連帯保証人、保証人の引受人を探す必要がない
デメリット	連帯保証人、保証人の引受人を探さなければならない 原則として変更できない	毎月の奨学金から保証料が差し引かれる

3. 日本学生支援機構の奨学金の返還

貸与型奨学金は、本人が借りるものであり、大学卒業後に必ず返済しなければならないものです。

奨学金の返済方法は、平成29年4月から新たに始まった**(1) 所得連動返還方式**と、従来からの**(2) 定額返還方式**の2種類があります。

いずれの方法も、大学卒業後7か月目から返還が開始となり、貸与終了時に登録する口座から、返済額が引き落とされます。

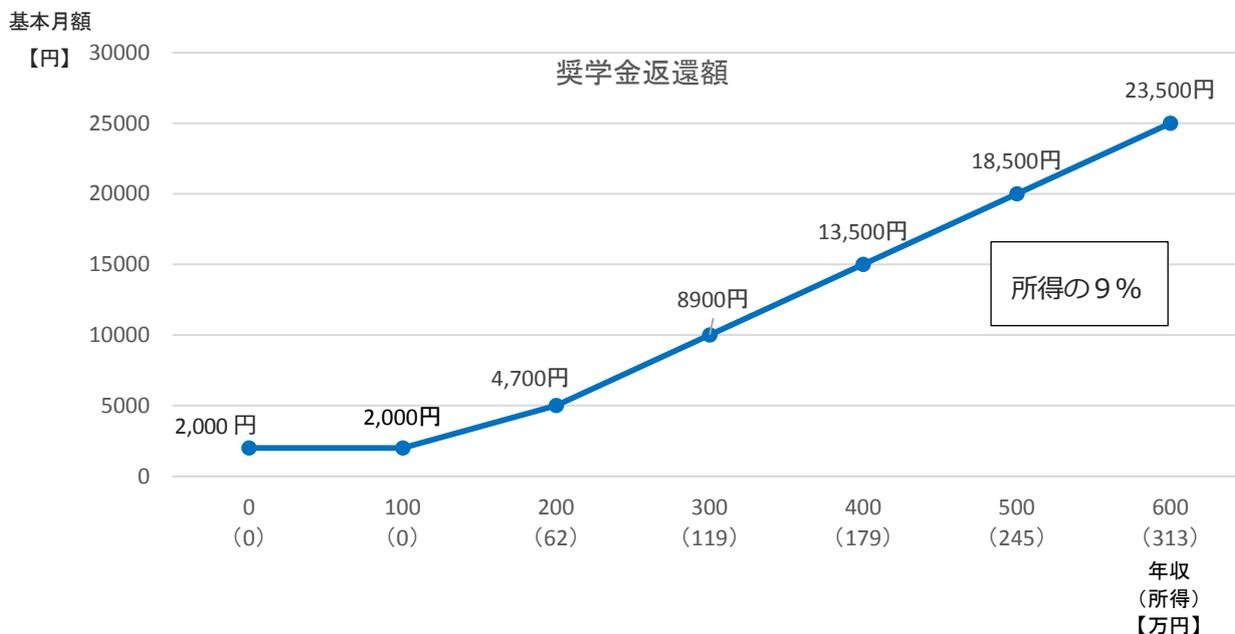
例 3月に大学を卒業 → 10月から返還開始

(1) 所得連動返還方式

第一種奨学金（無利子奨学金）貸与者の中で希望した人が、所得連動返還方式の対象になります。最低返済額は2,000円からで、卒業後の収入に応じて月々の返済額が変わります。これにより、奨学金返還の負担を減らすことができます。

返還イメージ

月額54,000円を4年間借りた場合の返還イメージです。下のグラフの通り、年収に応じて返済額が変動しているのがわかります。



また、経済的に返済が困難な人への救済措置として、年収300万円以下の場合、申請により通算10年間の返済猶予を受けることができます。

(2) 定額返還方式

第一種奨学金（無利子奨学金）貸与者の中で希望した人と、第二種奨学金（有利子奨学金）貸与者全員が、定額返還方式の対象になります。毎月一定額を返済していきます。

返還額の例

	貸与月額	貸与総額	毎月返還額	返還年数
第一種（無利子）	30,000 円	1,440,000 円	9,230 円	13 年
	45,000 円	2,160,000 円	12,857 円	14 年
	51,000 円	2,448,000 円	13,600 円	15 年
	54,000 円	2,592,000 円	14,400 円	15 年
	64,000 円	3,072,000 円	14,222 円	18 年
第二種（有利子） 利率固定方式 （金利 0.27%） （平成 30 年 1 月末現在）	30,000 円	1,440,000 円	9,406 円	13 年
	50,000 円	2,400,000 円	13,623 円	15 年
	80,000 円	3,840,000 円	16,458 円	20 年
	100,000 円	4,800,000 円	20,573 円	20 年
	120,000 円	5,760,000 円	24,687 円	20 年
第二種（有利子） 利率見直し方式 （金利 0.01%） （平成 30 年 1 月末現在）	30,000 円	1,440,000 円	9,236 円	13 年
	50,000 円	2,400,000 円	13,343 円	15 年
	80,000 円	3,840,000 円	16,016 円	20 年
	100,000 円	4,800,000 円	20,020 円	20 年
	120,000 円	5,760,000 円	24,025 円	20 年

※ 平成 30 年 1 月末現在の金利で計算しています。

※ 金利が変わると毎月返還金額も変わります。

V. 奨学金返還などの相談窓口

奨学金返還などの相談窓口

奨学金の返還で何か困ったこと（例 病気、失業、収入が少ないなど）が生じた場合は、その奨学金を借りた機関の窓口（例えば、日本学生支援機構の奨学金を借りた場合は、日本学生支援機構）にまずは相談をしてください。

奨学金を借りた機関の窓口では、返還猶予や分納などの制度を設けていますので、返還者の状況に応じた相談に対応しています。

しかし、予定どおりに返還ができないにもかかわらず、相談や手続きをせずに、そのまま放置していると、多額の返還金をまとめて請求される、延滞利息も併せて請求される、連帯保証人や保証人に請求が行ってしまうなど、厳しい結果を招くことになりかねません。

そうならないためにも、奨学金を借りた機関の窓口に対し、速やかな相談や手続きを行うようにしてください。

奨学金単独の問題ではなく、他の借入も複数あるなどの場合は、公的な機関に相談をすることができます。その他にも、以下のような民間団体がありますので、個人の状況に応じて相談窓口を選んでください。

○ 奨学金事業実施団体（奨学金を借りた機関の窓口）

奨学金の貸与を受けたときの「認定に係る通知」や「契約書」、返還が始まるときの「返還開始通知」などの書類から、問合せ先を確認してください。

【相談先の例】

借りた機関	問合せ先	
日本学生支援機構	奨学金返還相談センター	TEL 0570-666-301
大 学	各大学の学生課、学生支援課など	各大学のホームページなどで検索

○ 公的な相談機関

相談機関	問合せ先	
国	関東財務局多重債務相談窓口	TEL 048-600-1113 (平日 9:00~12:00、13:00~17:00)
県 (埼玉県)	県民相談総合センター	TEL 048-830-7830 (平日 9:00~12:00、13:00~17:00)
消費生活センター (県内市町村)	さいたま市 消費生活総合センター	TEL 048-645-3421
	川越市 消費生活センター	TEL 049-224-6162
	熊谷市 消費生活センター	TEL 048-524-7321

※上記以外にも各市町村に相談窓口がありますので、詳しくは県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/tajyuusaimu/tajyuusaimumadoguchi.html>) を参照ください。

相談機関	問合せ先	相談機関
日本司法支援センター (法テラス)	法テラス・サポートダイヤル	TEL 0570-078-374
	法テラス埼玉 (さいたま市浦和区高砂 3-17-15)	TEL 050-3383-5375 (平日 9:00~12:00、13:00~16:00)
	法テラス川越 (川越市脇田本町 10-10 KJビル3階)	TEL 050-3383-5377 (平日 9:00~12:00、13:00~16:00)

○ 民間の相談機関の例

県内や都内において、奨学金問題や多重債務などの相談業務を行っている機関の一例です。

奨学金問題対策全国会議 TEL 03-5802-7015
東京都文京区本郷 2-13-10 湯浅ビル7階 東京市民法律事務所内

埼玉奨学金問題ネットワーク TEL 048-862-0342
さいたま市浦和区岸町 7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所内

奨学金返済に悩む人の会 TEL 03-3267-0266
東京都新宿区筑土八幡町 2-21-301 首都圏なかまユニオン気付

埼玉弁護士会 法律相談センター TEL 048-710-5666
さいたま市浦和区高砂 4-2-1 浦和高砂パークハウス1階

埼玉司法書士会 無料電話相談 TEL 048-838-1889
さいたま市浦和区高砂 3-16-58

ヤミ金融被害対策埼玉弁護士団 TEL 048-836-3466
さいたま市浦和区高砂 4-7-20 埼玉弁護士会3階

夜明けの会(被害者の会) TEL 048-774-2862
桶川市朝日 2-12-23 朝日総合法務事務所内

◎ 延滞してしまうと…(日本学生支援機構の例)

日本学生支援機構の奨学金の場合、返還口座からの引き落としができず、延滞してしまった場合は、年5%の延滞金を支払う必要があります。

返還開始から6か月以上経過した時点で3か月以上延滞した場合は、個人信用情報機関に延滞者として登録されます。いわゆる『ブラックリスト』です。

一度登録されると、返還完了後も5年間は登録されます。この場合、多重債務防止のため、クレジットカードの発行や利用停止、住宅ローンや自動車ローンが組めなくなるなどの制約が生じます。

また、人的保証の場合は連帯保証人・保証人への請求がなされたり、支払督促申立などの法的措置がとられたりすることがあります。

機関保証の場合は、年10%の遅延損害金に加算されたり、財産・給与の差し押さえなどの法的措置がとられたりすることがあります。

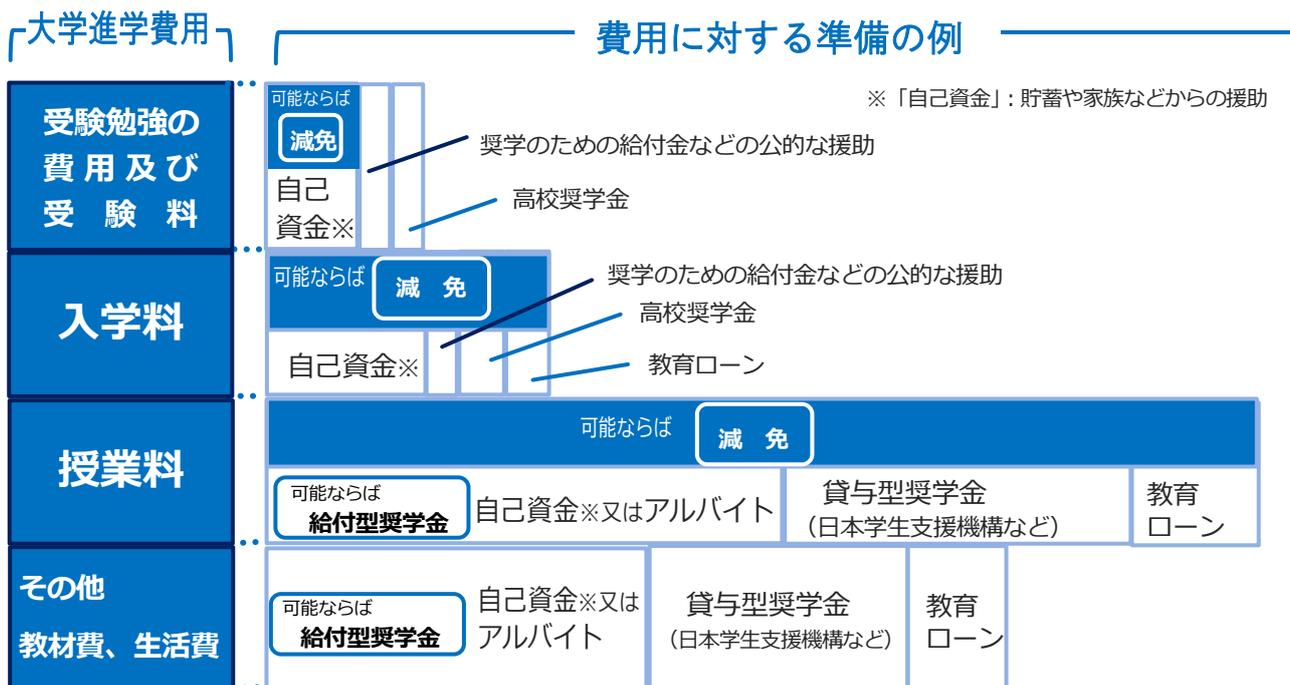
VI. 進学費用シミュレーション

ここまで、さまざまな経済的支援制度を説明してきましたが、このページでは、大学進学にかかる費用と費用に対する準備について、まとめとして簡単に整理しておきます。

また、次ページからは、経済的支援制度をどのような組み合わせで活用していったらよいかの具体的なイメージがわくように、4つの事例を紹介していきます。

自分だったら、どの事例を応用すれば、資金のやりくりができそうか、という視点で考えてみてください。

○大学進学費用と費用に対する準備のイメージ



(注1) 生活保護を受給している場合などは、社会福祉事務所などの給付窓口機関と相談してください。

(注2) 減免、給付型奨学金、貸与型奨学金、教育ローンには、それぞれ審査基準があります。制度によっては併用が認められない場合もありますので、申請の際は御注意ください。

(注3) 入学料や授業料に関しては、納入期限を延期する「延納」制度が利用できる場合があります。詳細は各大学にお問い合わせください。

○次ページ以降のシミュレーションを利用する上での注意事項

- 進学費用について
 - 入学費用や在学費用は、各種統計データ等に基づく平均的な金額としています。
 - 受験料や生活費は計上していません。受験する学校数や住居費などは、各自の状況に応じて別途計算してください。
- 支援制度の利用について
 - 入学料減免、授業料減免、奨学金、国の教育ローンの手続きは、すべて最短の日程で手続きできたものとしています。
 - 日本学生支援機構の奨学金は、第一種（無利子）の奨学金が借りられたものとしています。また、機関保証ではなく、人的保証の制度を選択して貸与を受けたものとしています。
 - 返還不要の給付型奨学金は募集を行っている大学などが限定されているため、支援を受けていないものとしています。
- 奨学金の返還シミュレーションについて
 - 返還金については、延滞せずすべて期限内に返還できたものとしています。
 - 年齢については、高校卒業後、現役で大学に入学し、4年間で卒業したものとしています。
 - 国の教育ローンの金利は、平成30年1月末現在の金利（年 1.76%固定金利）として計算しています。
 - 高校在学中に借りていた奨学金の返還金は計上していません。

1. 国立大学に進学した場合〈4年制・減免なし〉

(1) 進学費用（4年間）

合計
293万円

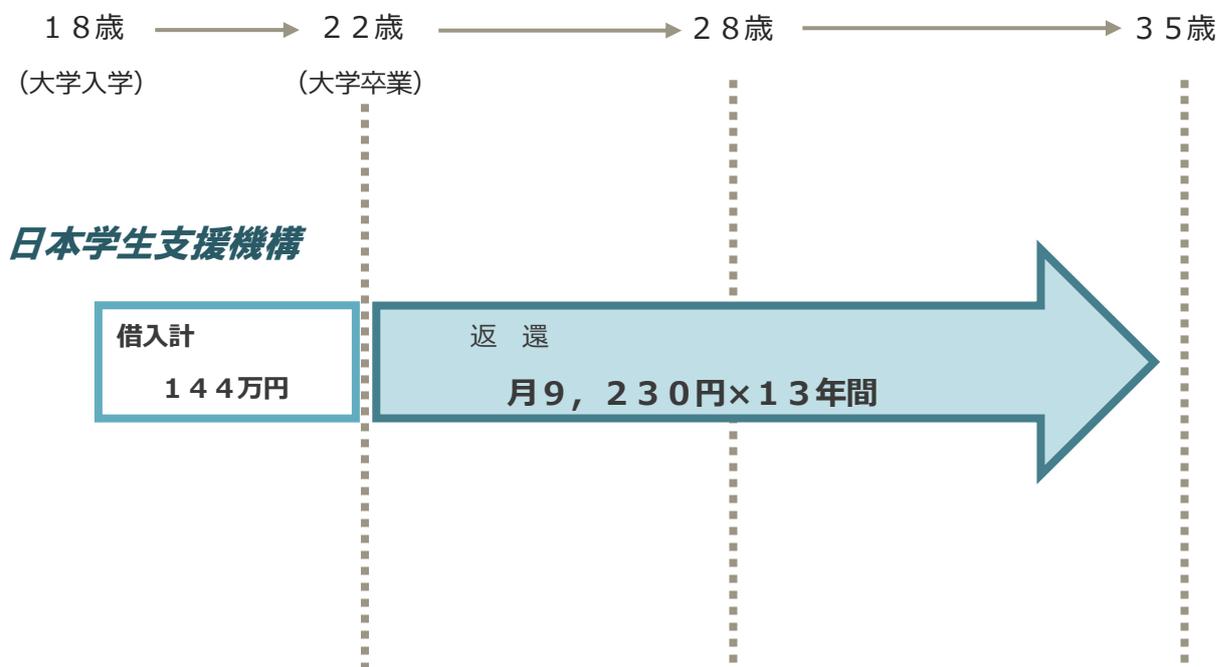
- 入学費用：75万円
(内訳) 入学金 28.2万円, 授業料(前期分) 26.8万円, 教材費 20万円
- 在学費用：217.6万円
(内訳) 授業料 26.8万円(半期分)×7回, 教材費 10万円×3年

(2) 支援制度の利用

奨学金
144万円

- 入学前：自己資金（貯蓄や家族などからの援助） 75万円
- 入学後：奨学金 144万円
(日本学生支援機構(第一種) 毎月3万円×48か月)
自己資金（家族などからの援助やアルバイト）75万円

(3) 奨学金の返還シミュレーション



2. 国立大学に進学した場合〈4年制・減免あり〉

(1) 進学費用（4年間）

合計
293万円

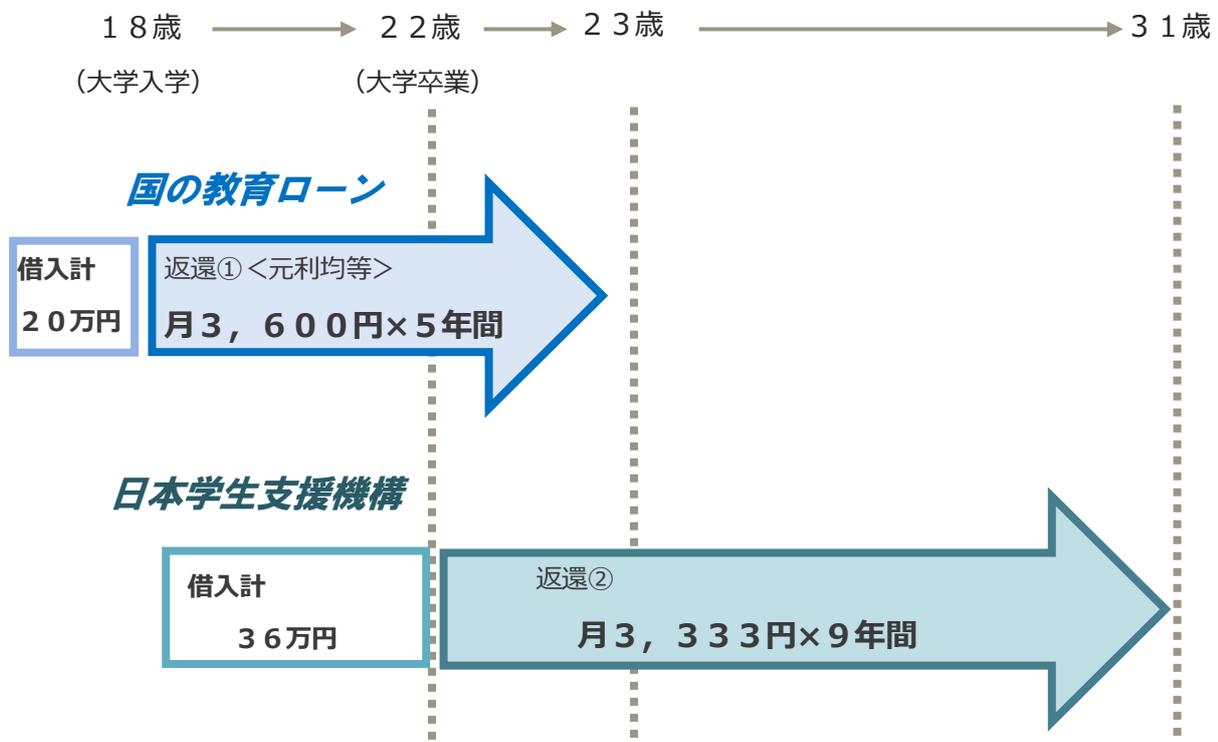
- 入学費用：75万円
(内訳) 入学金28.2万円,授業料(前期分)26.8万円,教材費20万円
- 在学費用：217.6万円
(内訳) 授業料26.8万円(半期分)×7回,教材費10万円×3年

(2) 支援制度の利用

減免 243万円
奨学金 36万円
教育ローン 20万円

- 入学前：減免
28.2万円 (入学金)
26.8万円 (授業料)
国の教育ローン
20万円
- 入学後：減免
187.6万円 (授業料)
奨学金
36万円
(日本学生支援機構(第一種) 毎月3万円×12か月)

(3) 奨学金などの返還シミュレーション



3. 私立大学に進学した場合〈文系・4年制〉

(1) 進学費用（4年間）

合計
393万円

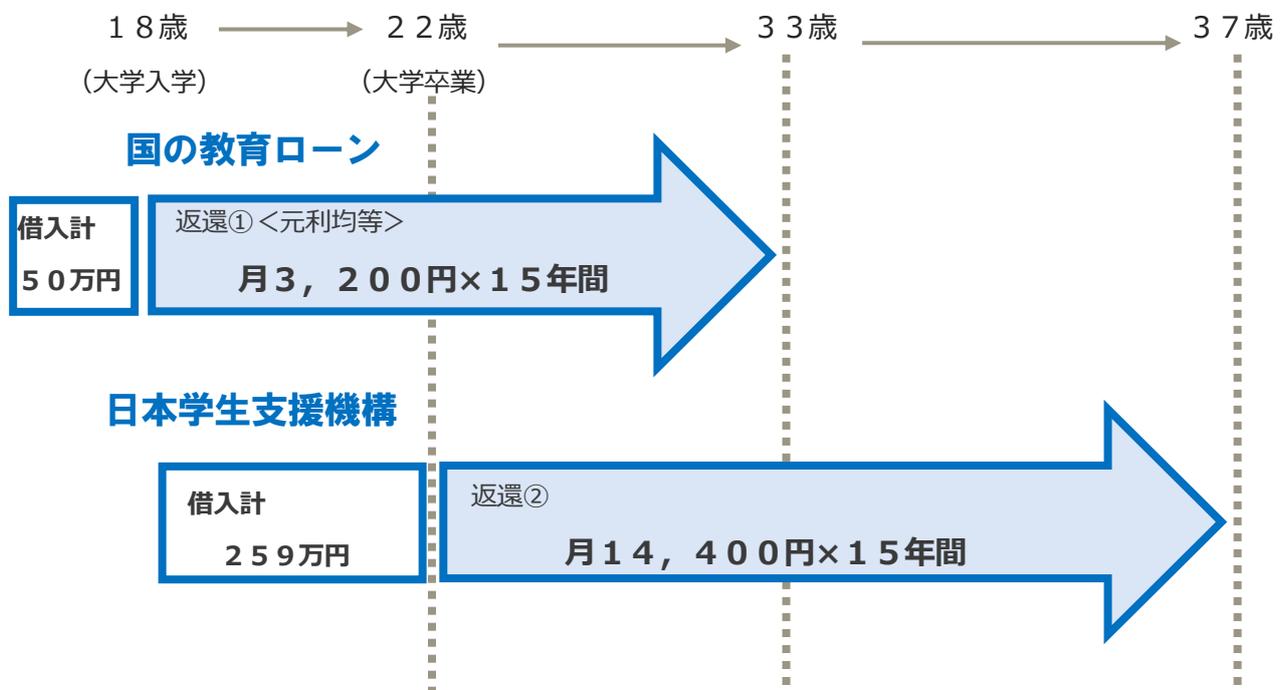
- 入学費用：97.2万円
(内訳) 入学金 23.5万円, 授業料(前期分)等 53.7万円, 教材費 20万円
- 在学費用：295.3万円
(内訳) 授業料 37.9万円(半期分)×7回, 教材費 10万円×3年

(2) 支援制度の利用

奨学金 259万円
教育ローン 50万円

- 入学前：自己資金（貯蓄や家族などからの援助） **50万円**
国の教育ローン **50万円**
- 入学後：奨学金 **259万円**
(日本学生支援機構(第一種) 毎月 5.4万円×48か月)
自己資金（家族などからの援助やアルバイト） **40万円**

(3) 奨学金などの返還シミュレーション



4. 私立大学に進学した場合〈理系・4年制〉

(1) 進学費用（4年間）

合計
523万円

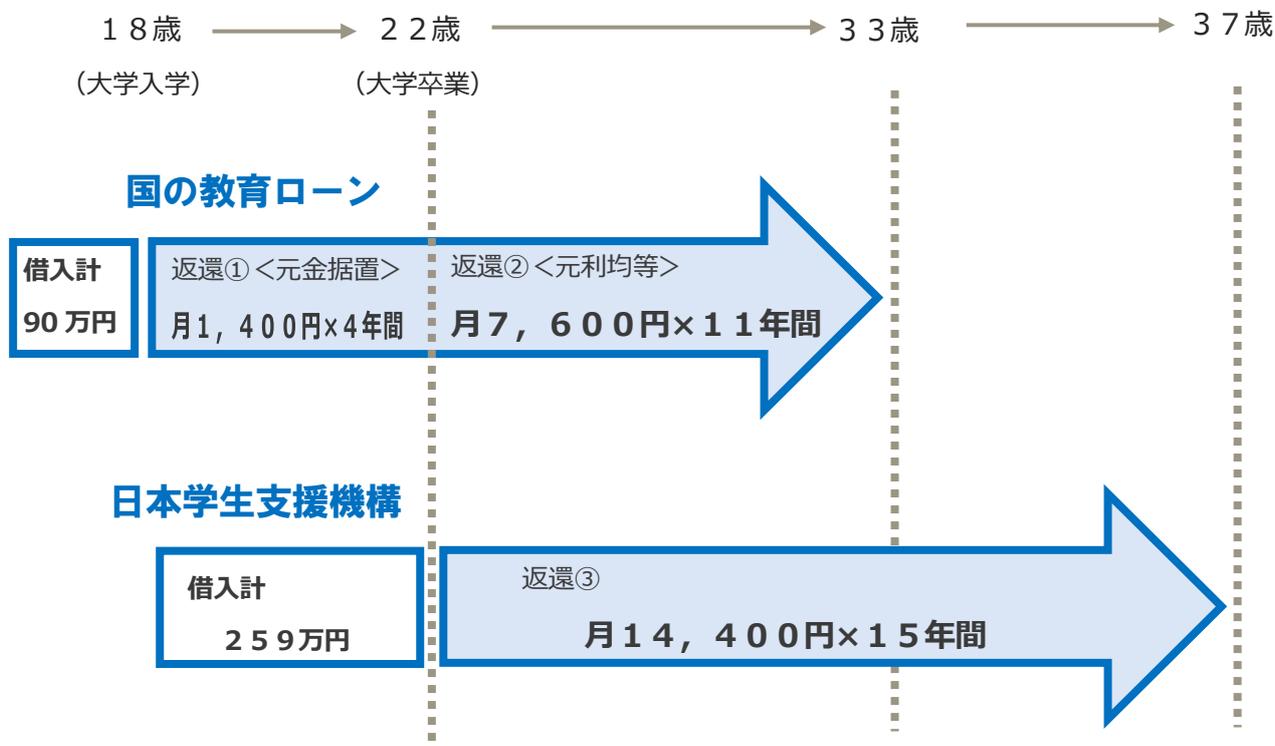
- 入学費用：118.2万円
(内訳) 入学金25.6万円, 授業料(前期分)等72.6万円, 教材費20万円
- 在学費用：405.2万円
(内訳) 授業料53.6万円(半期分)×7回, 教材費10万円×3年

(2) 支援制度の利用

奨学金 259万円
教育ローン 90万円

- 入学前：自己資金（貯蓄や家族などからの援助） **30万円**
国の教育ローン **90万円**
- 入学後：自己資金（家族などからの援助やアルバイト） **150万円**
奨学金 **259万円**
(日本学生支援機構(第一種) 毎月5.4万円×48か月)

(3) 奨学金などの返還シミュレーション



Ⅶ. 先輩たちの事例

Aさん（私立大学（夜間））

私が夜間の大学を選んだ理由は、指定校推薦で確実に進学できたことと、入学前の費用が少なく済んだことからです。入学後の学費は、主にアルバイトと奨学金で払っています。多い時で週に6日アルバイトをすることもあります。授業は夕方からなので両立もできます。

高校生の時は教員を目指していましたが、大学の授業や、教育支援のボランティアで子供たちと関わる中で、経済的に困難な状況にある子供たちの自立支援のためのNPOを立ち上げたいと思うようになりました。

大事なのは、「一歩飛び出すこと」だと思います。自分はダメだと思わないで、もっと自分から、調べるだけ調べる、聞くだけ聞く、話すだけ話す、というのを、まずやってみてほしいと思います。



Bさん（私立大学）

経済学部で、公認会計士を目指すコースに在籍しています。大学が提携している専門学校があり、大学の授業が終わってから専門学校にも通っています。

アルバイトはできないので、日本学生支援機構と市の奨学金を併用しています。どちらも無利子で、支援機構からは月5万4千円、市からは月2万円を借りています。

公認会計士の資格を取るまでには最低2年以上かかると言われていますが、簿記の資格は持っているので、なんとか大学在学中の合格を目指して勉強中です。

経済的に厳しいと、どうしても自分でやらなければいけないことが多くなります。その中でも、受験勉強と同じぐらい情報を手に入れることが大事です。やりたいことがあっても、家庭の事情などで迷うこともあると思いますが、何か方法はあるはず。自分から動けば、その方法がきっと見つかると思います。



Cさん（国立大学）

高校生の時から奨学金を借りていて、大学進学に向けて日本学生支援機構の奨学金の予約申込みをしました。

国立大学が第一志望でしたが、滑り止めで受験した私立大学は、学費が免除になる「特別給付」枠がある大学を選びました。私立大学に先に合格したときに、入学金をすぐに納めないといけなかったのが、「国の教育ローン」を借りました。今、大学の授業料は、申請して全額免除になっています。

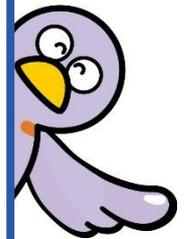
私の場合は、「化学系の開発職に就きたい」という目標があって、そこから逆算して大学に進学する方法を考えていきました。やりたいことから逆算して、ビジョンを明確にしておくことが大事だと思います。自分で考えて、自分から調べていけば、経済的に厳しい状況でも、何とかうまくやっていく方法が見つかるのではないかなと思います。

Dさん（私立大学）

「お金のことは気にしなくていい。」母のこの言葉で、私は進学を決意しました。家庭の経済的事情で就職を視野に入れたこともありましたが、自分の夢を実現するためならば、奨学金を借りてでも大学へ行く価値はあります。

私は将来、設計のできる技術師を目指しています。大学を選択するときも、将来につながる資格を取得できる大学を選びました。奨学金は、日本学生支援機構の無利子・有利子奨学金を併用して借りているため、卒業後に始まる返済のために、アルバイト代の半分は貯蓄に充てています。また、2年次以降も無利子の奨学金を借りるために日々勉学に励んでいます。

大学進学する意思があるなら、まずは行動してみてください。お金のことや勉強のこと、様々な不安があると思いますが、解決方法はたくさんあります。悩んでいても始まらないので、自分で情報を収集し、自分に最適な解決方法をぜひ見つけてください。



Eさん（私立大学）

私が大学進学を決めたのは、高校3年生の夏でした。それまでは家庭の経済的状況も踏まえて職業訓練校へ行く予定でしたが、新聞奨学金という制度があることを知り、働きながら大学で学ぶことを決意しました。

現在の生活は、週6日早朝の新聞配達を行い、その後大学へ通っています。学費は新聞社が全額負担、また、給料として月11万円ほどの支給があります。入学準備にかかるお金は、高校時代に貯めていたアルバイト代を使いました。

私は将来、大学で学んだ中国語を生かせる仕事に就きたいと考えています。進路選択は早めの行動が大切です。いざ入学するときになって慌てることがないように、コツコツと自分で準備し、夢を諦めることがないように頑張ってください。

